

平成29年第4回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

---

開 会 平成29年12月13日

閉 会 平成29年12月15日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（12月14日）

---

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	3番	森 弘 美 君
4番	柿 崎 裕 二 君	5番	坂 本 豊 君
6番	吉 田 勉 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

---

欠席議員 なし

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	坂 本 勲 君
住 民 課 長	大 川 誠 治 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	三 上 あ け み 君
産 業 振 興 課 長	佐 藤 一 仁 君
建 設 課 長	木 村 伸 一 君

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	中 川 悟 君
議 会 事 務 局 主 幹	坂 本 ゆ かり 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3 番 森 弘 美 君

4 番 柿 崎 裕 二 君

---

議事日程（第2号）

第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

第2 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第3 一般質問 7番 木村 修 議員

第4 一般質問 6番 吉田 勉 議員

第5 一般質問 5番 坂本 豊 議員

午前9時35分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一議員

○議長（藤田修一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は5名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、1番小鹿重一君の質問を許します。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。1番小鹿重一です。きょうは3点について質問しますので、よろしくお願いをいたします。

まず、除雪車と列車の踏切事故についてですが、事故発生から間もなく丸2年になろうとしています。9月の定例会では、電車車両の市場価格がないことから請求額が確定していないことと、事故直前に緊急連絡先に電話をしたが繋がらなかったのは、JR側にも過失があったのではないかということであったが、その後進展はあったのかお伺いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 除雪車と列車の衝突事故で残されているのは、JR東日本、JR北海道との賠償額の合意になります。JR北海道とは11月に賠償額で保険会社と合意し示談をしております。JR東日本とは11月に賠償額の交渉をし、車両価格が減価償却されていないこと、過失があるのではないかなど、JRと保険会社との金額に大きな開きがあるとのことでした。保険会社では、話し合いでの解決は無理なので裁判等での解決を提案したところ、JR東日本では、内部で検討し回答するとしたところです。

なお、今現在、JR東日本からの回答はされておられません。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今のお話を伺いますと、JRとの交渉は村がやっているわけではございませんで、保険会社が行っているわけでございますけれども、このように話が込み入ってくるということは、今裁判の可能性にも言及されましたけれども、まだしばらく交渉がまとまるまで時間がかかるのかなという感触ですか。お伺いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） はっきりはちょっと言えませんが、金額にも数千万円単位の大きな開きがあるということで、まだまだ時間がかかると思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 事故処理の終結まではまだ時間を要するようでありますので、次回の一般質問の際にまたお聞きしたいと思います。

次に進みます。国民健康保険料の激変緩和措置の考え方について質問をします。

高福祉高負担と言われる中で、病気やけがの際には大きな恩恵を受ける国保制度ではありますが、保険料の負担が大きく、村民は保険料の納付に苦勞しているのも事実であります。

このような中で、新国保制度ということで、国民健康保険（国保）の財政運営主体が2018年度、市町村から県へ移行になる制度変更に伴い、県は9月11日、青森市で開催された市町村等連携会議において、保険料の急激な上昇を抑えるための激変緩和措置についての考え方を示しているが、その内容はどのようなものなのかお伺いします。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 平成30年度からの国民健康保険事業の運営は、市町村が保険料を徴収して、納付金として県に納め、県から必要な医療給付費が市町村に交付されます。県は、新国保制度が平成29年度に施行されたと仮定をした被保険者1人当たりの納付金を試算した資料の説明がありました。国の財政措置を活用して、納付金の1年当たりの伸び率を平成27年度を基準として6%程度に抑えたとして試算した結果、蓬田村は激変緩和措置の対象となることが説明され、村の平成29年度の1人当たりの納付金は14万4,487円と、平成27年度に比べ1年当たり16.3%上昇すると試算されますが、緩和措置によって上昇率は6.7%に抑えられ、1人当たり12万1,491円となり、2万2,996円負担が軽減されることとなります。

なお、納付金の本算定は、平成30年1月に行うことになっております。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今、15年度と17年度の比較ということで、試算という形で今説明されました。この激変緩和措置というのは、2018年度においては確実に実施されるものなのかどうかお伺いします。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（大川誠治君） その後、新聞紙上でも1%ということでまた激変緩和措置を

仮算定しております。いずれにしても、今申し上げた30年1月に本算定が行われますので、そのときで激変緩和になるかならないかというふうになるかと思えます。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 1月に本算定ということでございますけれども、1つは、願わくば6%程度の緩和というような形になればいいなと思うところがございますけれども、もう一つ、仮の話のようなこととなりますけれども、この国保の決算においては、決算補填などを目的とした、法定外の繰り入れをしていると思えますけれども、この激変緩和措置がなされた場合には、村財政にもいい影響を与えるのかどうかお伺いします。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（大川誠治君） このときの説明では、一般会計による補填はペナルティーになりますよという説明がありました。その後、私もこれは新聞紙上でしか確認しておりませんが、税金で穴埋めすることを容認という、国でもまだはっきりしていないということが現実かと思えます。以上であります。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 補足して、今の法定外繰入金について説明いたします。

私も国民健康保険連合会のほうに行きまして、この法定外繰り入れについて相談をしてきました。県ではございませんので、はっきりした形ではないのでございますけれども、新聞でごらんになったとおり、国は県を保険者の一員、要するに市町村と県が保険者になるということから、税の公平、いわゆる平等化ということを目指するためには、どうしても高くなる市町村があると。したがって、激変緩和措置を適用しない町村でも料金が、要するに保険税が上がる場合があるということ踏まえたようございまして、国保連の担当者のお話ですと、法定外繰り入れはやむを得ないということ国そのものが認めているということで、先日の東奥日報の記事になったということでございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 質問が3回終わりましたので、1月の本算定というようなことがあるようですので、村民も非常に興味を持っていることだと思えますので、わかりましたら村民のほうにも、私たちのほうにも、伝えていただきたいなと要望いたします。

では、次に移ります。

村長選挙で公約に掲げた庁舎建設計画の策定について質問をいたします。

ことしの10月29日に執行された村長選挙の公約として、村長は、開かれた行政の推進の中に、庁舎建設計画の策定を掲げています。私が平成27年12月9日の一般質問で、災害対策本部の移転について質問したときに、村長は、庁舎問題については老朽化、あるいは耐震化等で経費がかかり過ぎるという動機があって初めて議会等と協議をしながら、建築、移転、改修ということを決断するのが本来のあり方ではないかと答弁されています。

このような中で、この計画策定の考えに至った背景、あるいは動機は何であったのか。また、現時点では、村長が頭の中に描いている庁舎の構想はどのようなものなのかお伺いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この質問に関しましては、私の公約ということでございますので、私から中心に話をさせていただきます。

今議員が質問の中でおっしゃいましたように、平成27年の第4回定例会におきまして、庁舎を移転するほうがいいんじゃないかと、検討するべきではないかというご意見がございました。答弁の中で、当時の総務課長は、平成28年度の公共施設総合管理計画の策定というものがあって、それによって計画的に維持管理できるように進めていきたいと申しております。また、私からは、今議員がおっしゃったように、老朽化、あるいは経費がかかり過ぎるという動機があれば議会と協議しながらということを決断したところでもあります。

今回の選挙戦におきまして、庁舎建設計画の策定ということでございまして、建設を目標とするということではございません。その理由は、やはりその今小鹿議員から平成27年にご指摘をいただいたことが私は妥当だと、これはもう喫緊の課題になってきたというふうに思いますし、やはりこの計画を策定していかなければ、将来に問題が残るといふふうに考えております。

その理由としましては、やはり庁舎を調べてみましたら、昭和44年4月に供用開始しております。本年で48年が経過しております。恐らく当時の建築基準法に従って建設されたものというふうに思います。当時は適正な建築物であっても、現在では耐震調査等をすれば、これは適合していないということがもう既に予想される場所でもあります。

したがって、調査をすれば、そういう相当な経費がかかる。そして、その調査をしたことについて改修するとなれば、建築するほどのお金が必要になるものと推測され

るわけであります。

これらのことを考えますと、やはり庁舎の移転ということを計画するということは進めておかなければならないものというふうに思います。ただ、いろいろな問題があるわけです。立地場所、あるいは移転するのが妥当かどうかという問題、それから大きな問題としては、今後とも一村独立、要するに合併しないで私たちが頑張っていくかどうかという問題を住民に問う必要があると。これらたくさんの問題を抱えていると、このように思っております。

したがって、計画という段階で、私は公約とさせていただきました。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 庁舎の建築を前提としているというわけではないというお話ではございますけれども、今の村長のお話の中にも、耐震診断をやっていないというようなお話でしたけれども、そのとおりですか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 耐震診断をしましたのは、私の記憶では、昭和60年ごろに一度やりました。そのころに一度やりましたのは、庁舎の増築に絡めて耐震診断をしたというふうに記憶してございます。それ以後は実施しておりません。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） まだ青写真中の青写真ということで、これからの話だと思いますけれども、例えば具体化していく中で、仮称ではございますけれども、蓬田村新庁舎建設検討委員会というようなものを設置していくことになるのか、また村長の任期中に計画だけを仕上げ終わるということではどうなのかなと考えますけれども、いかがですか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この庁舎建設に当たって、その検討委員会の設置等を考えているのかということでございます。そのことにつきましては、やはりその庁舎を例えばこれは建てかえするというふうになるためには、それなりの建てかえする理由というのがはっきりしなければなりません。もう一つは、それに伴って県、国の補助金をいただくということになりますので、この協議が必要であります。もちろん議会の意見もいただかなければなりません。そのほか、やはりその場所の検討でありますとか、あるいは住民

の意向調査というのですか、そういったものをやるためには、どうしても建設検討委員会というものが必要になるというふうに思っております。

現在、それを進めるためには、やはり役場の組織機構ないしは体制ということを考えなければならないというもう一つの問題もございますので、現在、今質問にありましたとおり、計画という段階で私はスタートさせたいと思っております。

実際にそれが何年で行われるのかということになりますと、私自身も任期4年ということの中でこれをやるというのに対しては、明確な回答はできないというのが本音でございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 金もかかるわけですし、もちろん時間もかかりますし、いろんな検討要素が多々あると思います。このことについては、坂本 豊議員も通告しているようでございますので、以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、1番小鹿重一君の質問を終わります。

---

#### 日程第2 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（藤田修一君） 日程第2、4番柿崎裕二君の質問を許します。

○4番（柿崎裕二君） おはようございます。4番柿崎裕二の一般質問を始めたいと思います。

きょうは3点の質問をいたします。

まず、1つ目に、消防団の準中型自動車免許について伺います。

9月議会でも質問したことですが、平成19年度以降の普通免許取得者は、3トン以上の車両は運転できない、いわば無免許運転になるということから、その対応について質問したところ、総務課長の答弁では、各分団への対応をお願いし、早急に免許証の確認をとり、また準中型免許取得者の費用補助については、他町村を参考に補助する方向で進めていきたいという答弁がありました。

そこで、まず9月議会後に、村内消防団員で平成19年以降、また平成29年3月以降の免許証取得者の確認はとれたのか、答弁をお願いします。そして、確認がとれたなら、現在何人ほどその対象者がいるのか、わかればお答えできますか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今現在、まだ具体的な行動を実は起こしておりませんで、口



頭では、各分団長さんのほうに、今おっしゃった無免許になる運転手の問題に関しては、準中型の免許証を持っている人でなければ運転できないよという趣旨は説明はしてございます。

今後は、具体的な方法を少し検討して、まず先に消防団の幹部会等でまず内容の提示をいたしまして、最良の方法をとりあえず考えて、その後に各分団のほうに周知をして対応をしていただくということで考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の答弁によりますと、これからその確認作業に入りたいとなつていますが、先ほども申したように、もう免許制度のほうはとっくに施行されているわけでありまして、その免許を持ち合わせない運転手が運転した場合は、即座に無免許、要するに法を犯すわけですよ。これは村が行っている消防団の中であってはならないことでありまして、早急に各分団に通達を出して、その19年以降、または29年以降の団員だけの免許証でなく、全ての団員のコピーを一旦集めて、そこから割り出しをしていくということが一番先決だと思います。

やはりどのように考えても、無免許で運転するということが大変なことになりますので、万が一事故でもあった場合は、対応ができないことが確実です。ですから、早急に各分団長方に通達を出して、その確認作業に入りたいと思います。それは可能でしょうか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 免許証のコピーを確認するということではありますが、免許証自体がある意味個人情報の固まりでありまして、まずそれを、コピーをいただくかどうかということがまず引かかってくると思いますけれども、それも含めて早急にやり方を考え、対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 確かに個人情報満載されている運転免許証ではありますが、消防団員に入団している団員の方々は、そういう情報も含めて、理解した上での団員、入団だと思っておりますので、その辺を迅速に対応していただきたいと思っております。

もう一つの質問に移ります。

準中型免許証取得の補助について、他町村を参考にし、補助する方向で進めたいという答弁がありましたが、その後3カ月たちまして、その進展があったかどうか、お答え

できますか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 前回確かに準中型の免許証取得に関する補助金、負担助成をしたいということでありましたけれども、実際、何町村かでは要綱という形でお金を助成するという形になっているところがありまして、それも含めてほかの県内どこかにあるのかをまず調べて、その後、助成金のほうがいいのか、例えば補助金という名称がいいのか、あとは書類上の問題もありますし、条例なのか、要綱なのか、さまざまいろいろなことを考慮しながら、できるだけ余り手間のかからない形でできるだけ補助をできるような形のことを考えていきたいと、今情報を集めているところでございます。以上であります。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の答弁では、何町村かその補助なり助成をしているところが見受けられると。という答弁がありましたが、そもそもこの消防団の車両設備そのものが、各町村ごとに大きさも台数も、その装備内容も全て違っているわけです。そういう状況にあって、他町村を参考にとというのは、私は少し納得がいかないなと。というのは、他町村を参考にするということではなく、蓬田村の装備なので、蓬田村の判断でそういうことを行って、迅速に行っていただきたいなと思います。

ちなみに、私が調べた中では、準中型免許の教習時間が、新規の場合が13時間に学科が1時間ということで14時間、それからオートマ限定の普通免許の方は17時間に学科が1時間、合わせて18時間。それから……済みません、ちょっと訂正します。新規の方が41時間に27時間の学科講習です。今までの普通免許がある方が13時間に1時間の学科で、オートマの方が17時間に1時間の学科というふうに定められていますので、同じ資格を取らせるにも、ある程度の日数がかかることですので、やはりこれも含めて早急な対応をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 確かに車両は各町村、各分団ばらばらでしょうけれども、資格の面に関しては準中型という形になって、持っている免許からその準中型に資格を上げるという経費については、同じ経費になると思いますので、一応そこら辺は各隣接町村の関係もありますし、バランスをとりながら、やはり助成なり補助をしていきたいと思いますので、今しばらくちょっと情報を収集して考慮していきたいと思います。以上

です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） では、なるべくその迅速な対応をお願いしたいと思います。

次に、2つ目の質問に移ります。

役場に分団を設置したらよいかどうかという質問になります。

こちらも9月議会に質問したことなのですが、総務課長の答弁では、役場に分団を置くと、既に地元分団に所属している団員があり、分団員が減ることになる。また、他町村では役場分団という形はないという答弁でした。確かに各分団に役場職員が所属しているわけですが、実際日中の火災、災害に対しては、分団へ戻って火災現場へ向かう、災害現場へ向かうということは無理で、役場に勤務した状況の中から、仕事に支障がない場合は直接そういう火災現場なりへ向かっているのが現状だと思います。

であるならば、1分1秒を争う火災、災害なのだから、即時、ある程度の人数が集まる役場分団が非常に有効的で役割が大きいと思います。役場分団の再度検討を考えられませんか。答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 確かに役場に分団という形で装備等々あればよいとは思いますが、やはり今現在、各分団の定数自体がまだ人数が足りていないという現状がありますので、そこら辺の人数の余裕があるのであれば、それは役場の分団なり、車両を置いていけばいいのしょうけれども、実際その役場にいる職員でも、日中仕事で村外に出張とかしている場合は、これは人数がそろわないわけで、そういうのを考えると、やはり役場に分団を置いても、活動のできる機会が少ないのではないかとということもありますので、今のところはやはり各分団のほうの対応のほうが先だと思いますので、役場分団の設立自体はちょっと無理なのかなという形で考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の答弁の内容もわからないわけではありませんが、役場分団といっても、要するに各分団から独立したものと余り考えず、とりあえず役場分団という名称で、火災に駆けつけられる人数をそろえておくと。それで、要するに消防車じゃなくても、役場の公用車、ワゴン車であっても、そういうものに乗って現場に行くと、その後駆けつけた各分団に加わって消火なり災害の手助けをすると、そういった形の、ちょっと簡素にしたような形のものとか、言い方が難しいですけれども、完全に独立した

消防団をつくるとなると、今総務課長がおっしゃったように難しいことになると思いますので、その辺をいろいろ加味した形で、災害時とか火災時に駆けつけられる、その役場職員の分団設立ということをもう少し模索して考えていただきたいと思います。これは要望をして、この質問は終わりたいと思います。

次に、3番目の質問に移ります。

広瀬地区の文化伝承館、グラウンド脇の遊具についての質問になります。

伝承館運動場脇に設置されてある幾つかの遊具、また村内のいろいろな場所に設置されている遊具に対して、安全管理は適正になされているのか。また、管理しているなら、どのような管理でどのくらいの間隔で行われているのか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 文化伝承館の遊具に関しては、教育委員会のほうで管轄しております。遊具のほうは2種類ありまして、ハント棒と鉄棒が設置されております。ただ、安全確認に関しましては、専門業者による定期的な点検は今のところ行っておりませんでした。職員の目視ということで行っていたのが実態です。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 業者による、その点検がなされていない、これはもう非常に子供たちが遊ぶ遊具ですので、非常に本当に危険なことだと思います。それを怠っていたという表現が正しいかどうかわかりませんが、なされていなかったということですので、ほかにも村内に何カ所か遊具が設置されている場所がありますので、年に一度なり、半年に一度なりの専門業者による点検というのを、これからは必要だと思います。

結局、職員が目視した状況で、その遊具をそのままにしてあったと。私が、もちろん私も素人ですが、伝承館の遊具に対しては、素人が見ても腐食が激しく、ぶら下がれば、その鉄棒なり、そういう器具が折れて、大事故につながる状況だと判断できます。だから、これは早急に、今冬期間ですので、早急に、雪が解けたときに撤去するなり、また新規で遊具を設置するなりということが必要だと思いますが、そういう考えはございますか。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 確かに腐食が見られますので、安全性の面からも、それから子供たちが安心して使える交流の広場ともなっておりますので、この件に関しては撤去の方向で考えていきたいと思っております。

- 議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。
- 4番（柿崎裕二君） もう一つ、その点検に対する質問はどうなりますか。
- 議長（藤田修一君） 教育課長。
- 教育課長（三上あけみ君） 点検のほうもそういうことで実施していきたいと思っております。（「業者をちゃんと入れるということによろしいですか」の声あり）はい。
- 議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。
- 4番（柿崎裕二君） 先ほども触れましたが、伝承館のみならず、ほかの公園ないし遊具施設の器具の徹底管理を怠らず、子供たちが安心して遊べる、そういう器具を用意していただきたいと、それを願ひまして、4番柿崎裕二の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
- 議長（藤田修一君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問を終わります。
- 

日程第3 一般質問 7番 木村 修議員

- 議長（藤田修一君） 日程第3、7番木村 修君の質問を許します。
- 7番（木村 修君） おはようございます。7番の木村です。
- 初めに、先般の厳しい選挙戦を勝ち抜いて再選されました久慈村長へ心からお祝いの言葉を申し上げる次第であります。まことにおめでとうございます。
- それでは、通告に従って3点について質問いたします。
- 1番目として、第三セクターよもぎたアシスト株式会社の運営について伺います。
- 村長は、先般の選挙公約の中の1つとして、よもぎ温泉や野球場、物産館等を運営管理するよもぎたアシスト株式会社の赤字問題を必ず解決する、そしてこのことに真っ先に取り組みたいということであったわけですが、解決策をどのように考えているのか、お伺いいたします。
- 議長（藤田修一君） 村長。
- 村長（久慈修一君） このよもぎたアシスト株式会社の経営ということに関しましては、大変苦慮しております。最近では、私も一番頭を悩ませる課題だというふうに考えてございます。選挙戦の中でも、これを安定化しない限りは、蓬田村の産業振興もままならないということから、公約に挙げさせていただき、もう経営状況から見るとイの一番、すぐにでも解決しなければならないという課題であるという認識がございます。
- その経営改善にどのような方策を考えているかということでございますので、その点

に關しまして、若干の説明をしたいと、このように考えます。

この問題につきましては、私が就任当時から既に非常に苦しい経営を強いられておりました、絶えず補助金の導入、あるいはその指定管理料の赤字の補填という形で、これを繰り返してきております。その原因を特定しようということで、平成27年、28年度あたりから分析を進めるということで来ていますが、原因が特定できないでございました。これをことし4月1日から取締役、専務を変えて、調査を進めてきたところでございまして、その結果が去る11月の27日に議員各位に説明したところであります。

この資料によりますと、やはりマルシェの運営というのが非常に、マルシェ蓬田村物産館の運営が非常に問題であるということが判明するわけであります。これをどうにかするということが、まず第一の方策でございますけれども、これを続けるのか、廃止するのかということは、前にお話をしておりであります。当時、このマルシェが赤字になっているにもかかわらず続けられてきましたのは、これは暗黙の了解だそうでございますけれども、よもぎ温泉の黒字があるからマルシェにもその赤字を補填して、そして会社全体で黒にするという方向で、これを進めてきたというふうに当時の専務から伺いました。

しかし、私はその指定管理委託ということであれば、マルシェの赤字を温泉が補填するという形で進めていること自体にやはり問題があると。財務分析を行ってみますと、それらが全て合算という形で具体的になっていないということから、やはり指定管理委託料をきちんと各部門別、すなわち温泉、本社機能、本社機能と申しますのは、本社が全ての部分を担う部分の機能の部分、それから温泉、それからマルシェ、スポーツガーデン、それから海水浴場トイレ、さらには情報館の管理というものを、全てやはりきっちりと定めていかなければならない。それらがきちんと定めて計算されていないがために、トータルで赤字か黒字かを議論しているために、原因が判明しなかったというのが、1つの今まで野放しになってしまった形だと私は思っています。

したがって、まずその指定管理委託料をきちんと位置づけすること。それから、その額について必ずその年度、年度の予算要求の段階で役場側が査定をして、その内容を決めること。もう一つは、よもぎたアシスト株式会社がイベントに参加する場合、あるいは会社独自で事業を起こす場合、これらについてはやはり計画をしっかりと立て、予算を組んで、これを実施し、終わった後はきちんと実績を出すこと。これらがともかくマルシェに限らず全てに必要なということになります。指定管理料ということで、マル

シェの部分を閉めるかどうかというので、私自身、まだ頭の中では大変混乱しております。赤字であれば物産館は閉めなきゃいけない。これに対して指定管理委託料は一切突っ込まれていない。要するに独立採算制をしなければならぬという物産館の運営でございますので、これ以上続けると、ますます赤字が膨らむのかということで、ここを課題としております。

ただ、1つだけ、物産館の廃止ということになると、いろいろな村内農家の農産物の直売所の役割、あるいはテナントの撤去の問題、こういったものがありまして、今すぐこれを廃止するということができない実情にあると、このように思っております。

いずれにしましても、対策としては、マルシェを廃止すれば、それがかなりの部分解消するというふうには判断している次第でございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） これまでたびたび資金繰りが悪化して専決処分や、そして追加補正ということを繰り返してきましたけれども、今のような状況では、懸命に働いている職員の方々も仕事に対する意欲が減退してしまうのではないかと私は心配しております。今村長が答弁されましたように、各部門ごとに過去の実績を見れば、平均的な数値というものが出てくると思います。指定管理委託料の増減も含めまして、赤字にならないような目標額を設定するべきではないかというふうに考えます。そのことについては今村長から答弁をいただきましたので、ひとつよろしく願いいたします。

もう一つ、赤字の部分を村直営で行うということも考えられるわけではありますが、その点について1点、もう一つ先般、11月27日に配付された資料を見ますと、30年度のアシスト株式会社の組織図が、パート12名、社員が2名と3名というぐあいに2つあったわけではありますが、どちらが正しいのか。2点についてお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 先に村の直営についてお話をさせていただきます。当初、温泉も、それからマルシェ、物産館も村直営でやっておりました。村直営でございますと、職員を派遣してやるということの考え方、考え方というよりも、そのように行っていたということでございまして、非常に非効率であるということが1つあります。

それから、もう一つは、パート職員、その職員の待遇の問題がございまして、いわゆるパートであっても公務員並みということでございまして、これが難しいということから、現在のよもぎたアシスト株式会社がつくられたということは、皆さんご承知のとおり

りであります。これに再度戻すということは、地方自治法上、ただ単純に委託をするということにもならないわけでありまして、再び職員を派遣しながらやらなければならないということから、實際上、職員給をそこに充当するということになる、職員数の問題から、あるいは給与の経営効率の問題からいきますと、非常に好ましいことではないというふうに考えます。したがって、村直営ということについては、現在は考えておりません。

また、平成30年度の職員数の問題につきましては、いわば未定という形で計画を組んだものでございまして、社員3名というふうになってございますけれども、まだまだこれは絞り込まないと採算がとれないということでございますので、パート12名につきましても、温泉とマルシェ、それからスポーツガーデン、これらを合わせて12名という形でございますので、もう少し実際はヒアリング、要するに予算の要求の中でこれは考えていかなければいけない、確定したものではありません。もう少し落としたいというふうには思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 次に、2番目の質問に入ります。

融雪溝の電気料金の助成について伺います。

豪雪地帯に指定されている本村にとって、冬の安全な道路の確保は重要な施策の1つであると思います。国道280号については融雪溝が設置され、村政と住民がこれまで一体となって大型除雪機械による道路除雪の後片づけを住民が地域ぐるみで行って、幅員を確保しているのが現状ではないかと思えます。平成17年からあの融雪溝が設置されて稼働していますが、各地区の状況によって、その水源が異なっております。したがって、発生する電気料の額に各地区によって差があります。村では今まで各地区にかかった電気料金の3分の1の額を助成をしてきました。それが今年度はなくなったというふうに伺っております。そのことについて担当者の見解をお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 打ち切りの理由については、融雪溝の補助金については、設置前の説明会で、蓬田村融雪施設管理運営費補助金交付要綱を示し、その中で補助金の期間は5カ年をもって終了すると説明し、了解の上設置したと確認しております。

今後については、先般、行政懇談会を開催いたしました。同じ質問があり、同じ回答をし、理解いただいたと思っております。それにより5年を経過した補助金は終了と



考えております。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 国道は、地区住民はもちろんですが、村外や広域の住民が利用する道路なわけです。それをその地区の方々が朝暗いうちから早い時間に出て、そして除雪の後片づけをしているわけです。そして、道路幅を確保して歩道の安全を確保してくれているわけであります。融雪溝を稼働させる電気料、その作業をしている地区住民に負担させるということに、私は違和感を覚えます。しかも国道なわけでありまして、こういうものにこそ全額税金を投入するのが税の公平な使い方に値するのではないかと私は思っております。今、5年経過すれば出さないことに決定しているというふうに答弁がありましたが、今後も地区住民のそういう申請等があれば、それに対して対応してくれる考え方はないのかどうか。再度お伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 再度自治会なり管理組合に要望等を確認して、この補助金なり、助成金になるのかわからないのですけれども、検討したいと思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 今までは3分の1助成してきたわけでありましてけれども、今私が述べたように、この税金をここに全額投入して、全部税で賄う、そういうふうに私は進めることを要望いたします。

次に、3番目の質問に入ります。

公営住宅の建設について伺います。

平成22年度から始まった宅地建設事業も今年度で終了いたします。途中、東日本大震災の影響を受け、完成年度が3年ほどずれました。今課題となっている人口減少対策として非常に有効な事業であったと思います。蓬田村人口ビジョン総合戦略の中にも、今後の施策の1つとして、この住宅の建設を掲げておりますが、今後この住宅建設事業について、どのように考えていくのか、その見解を伺いたいと思います。答弁お願いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 今議員からも申されましたが、蓬田村人口ビジョンの中の「誰もが住みたくなる生活環境の整備」として、住宅建設の推進を将来の推進事業として示しておりますが、現在は具体的な計画はありません。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 現在ある村営住宅、それから個別住宅、あるわけですがけれども、その入居率はどのぐらいになっているのか、最後にお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） ちょっと入居率ではありませんが、まずよもっと団地については、47戸建設中44戸の入居、3戸があいていると。宮本団地については、30戸のうち26戸が入居している状況です。戸建て住宅は4戸のうち全て入居している状況であります。以上です。

○7番（木村 修君） 以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、7番木村 修君の質問を終わります。

あと2名の質問があるわけですが、ここで暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

---

午前10時38分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

---

日程第4 一般質問 6番 吉田 勉議員

○議長（藤田修一君） 日程第4、6番吉田 勉君の質問を許します。

○6番（吉田 勉君） おはようございます。6番議員、吉田 勉です。3点について質問します。

まず、第1点、ハウスへの助成についてです。これはトマトの部門と育苗の部門2つに分けて質問します。

まず、トマト部門ですが、桃太郎トマトの村と言われ久しくなりますが、当時建てたハウスは既に更新時期を過ぎています。しかし、ハウスの値段が当時の仕様で5割ほど、付帯設備次第では2倍近くにも値上がりしております。そのため、建てかえもなかなかままならない状況になっております。意欲ある生産者を支援するため助成すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

トマトハウスの振興については、助成する方向で考えていますが、ハウスの棟数のこ

ともあり、トマトハウス全額の助成はできないと思っています。今後、農協を交え、トマト部会と意見交換をし、協議してから30年は無理と思いますので、それ以降実施したいと考えています。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） どのぐらいの助成率を考えていますか。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 昔であります、その当時は3分の1の助成だと思われていますが、これをどうするかを交えて、農協、それから部会と一緒に考えて、実施に向けたと思っていますので、よろしくをお願いします。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 一応わかりました。

続いて、育苗ハウスの部門ですけれども、村内の農地、水田は、急速に集積が進んでいます。高齢化も進んでいるため、今後5年以内でさらに農家をやめ集積化が進むことが予想されております。農家側もハウスが必要なため、株数を減らしてなるべくハウスを建てない方向で対応していますが、ここにも限界があります。耕作放棄地を防止するためにも、水稻の育苗ハウスにも助成をするべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

水稻育苗ハウスについても、ハウスの大きさは農家によってまちまちだと思っています。これもまた農協を交えて意見交換をし協議しますが、作付面積のハウスの棟数の把握が難しく、米農家は140農家と、トマト農家の3倍近くがあり、多額の投資が必要となるので、助成することはちょっと難しいかと思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 育苗ハウスについては助成が難しいということですか。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） そう思っていますので、これは今後の課題にもなると思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 農家が高齢化のためやめると、その農地を当然耕作する人がい

ないと、だんだん耕作放棄地がふえてくることになると思います。そのため、やはりそれを防止するためにも、育苗ハウスに助成していくべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） これは今後の課題になると思いますので、村、それから農協を交えて、今後の課題としたいと思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） ハウスへの助成方法についての提案ですけれども、育苗ハウスとトマトのハウス2つに対する助成額の上限を、例えば500万円なら500万円と決めて、その範囲内で何年かけて整備するというのはどうでしょうか。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君に申し上げます。再質問は3回までというふうな規定になっておりますが、きょう初めての質問で非常に戸惑っていると思います。内容を聞きますと、非常に単純な質問が多いので、まとめて質問したほうが3回に抑えられるということですので、今回は初回ですので4回目の質問を許します。どうぞ質問を続けてください。村長。

○村長（久慈修一君） 現行の水田経営をどうやって維持していくかということに対しては、大変これは議論をしていかなければならない部分であります。今吉田議員がおっしゃいましたように、ハウスの助成ということも、1つはコストの低減ということになります。そのほかに航空防除の助成でありますとか、機械の購入に対する助成でありますとか、たくさんの助成の仕方があるというふうに私は認識しております。

非常にハウスということについて、一気に全部やるかということ、そうでもない。当初はたくさん、何百棟とあるかもしれません。でも、そのうちの何棟という形でこれが出てくるのかもしれないということであれば、今吉田議員が言いましたように、トマトのハウスと育苗ハウスと合わせて500万円とかという考え方ではなくて、やはりその産業という形で、米は米という形で、これを農協と生産団体と、そういったものと協議しながら、助成のあり方をやはり考えていかないと、米の単価の下落の問題とかに対応できないというふうに考えていますので、今産業振興課長が言いましたように、前向きに検討させていただくと。今回の質問において即回答というふうにはならないので、何とぞご理解のほどお願いしたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） よろしくお願ひします。

2番目の質問ですけれども、コミュニティーバスの運用について質問します。

コミュニティーバスは、午前中は診療所の通院等で需要があるようだけれども、午後は比較的すいているように思われます。交通手段のない高齢者の利便性を図るため、週1、2便程度、高根発、中沢発で、農協、役場、郵便局、漁協等に15分ほど停車して、最後はマルシェで買い物ができるというような、住民の利便性を図るべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） コミュニティーバスについては、今まで何回かのダイヤ変更等をして、今現在、村内だけであったものが外ヶ浜町まで路線を延伸し、蟹田駅、外ヶ浜中央病院までの利便性を高めた形となっています。

午後の運用に関する質問でありますけれども、仮にそれに対応するという形をとるとなれば、例えば運転手の勤務時間等が長くなったり、あと車両の耐用年数の関係、現在運転手は3人体制でローテーションをしているのでありますけれども、その便数が増える分で4人体制にしなきゃいけないとかで、経済的に、経費的にちょっと膨らむということが考えられます。

また、このダイヤに関しても、交通機関の協議会がございまして、隣接の町村等と協議した案件で時間を変更ということになりますので、即時対応ということはちょっと難しいと思われます。それに、例えば15分ぐらい停車してということでありましてけれども、仮にその用事を足す人だけ乗っている場合はいいのですが、単純に移動手段として乗っている人が15分間待てるかということもありますので、両面を考えるとちょっと難しいのかなということで、今のところは対応は難しいと考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） ダイヤの関係もあると思ひますけれども、住民の利便性を図るため、ぜひとも前向きに検討をお願いしたいと思ひます。

続いて、3番目の質問です。

猿の被害についてお尋ねします。

近年、全国各地で有害鳥獣の被害が増加しています。我が村でも猿による被害が最近特に顕著になってきております。

そこで、ことしの被害防止状況と来年度以降の対策について伺ひます。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

今年度は、28年度以前から外ヶ浜町の外黒山周辺に生息している猿の群れ約40頭程度ですが、その群れが5頭から10頭程度の少数の群れで出没している状況が続き、移動を目視で確認することが困難になっています。また、ほかの猿が移動するけもの道が昨年度と違うなど、さまざまな要因となっていて、今年度は箱わなを新規に2基購入し、捕獲に向けた活動を強化しましたが、昨年度の捕獲数までに至っていません。被害額は2万3,000円になっています。そして、ことしは11頭の捕獲、うち散弾銃では2頭の捕獲、昨年度は13頭となっています。

来年度は協議会委員の意向を参考に、村猟友会にも箱わなの設置や管理まで、動物追い払い効果の高いと言われる動物駆逐用煙火花火などを用いて、猿の行動を一定の場所に誘導させ、被害防止を軽減するような活動を予定しています。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 箱わなは全部で幾つあるのか。そして、被害状況の2万3,000円という根拠はどこなのか。さらに、捕獲した猿はどのような処分をしているのかについてお尋ねします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 被害額は、主にトウモロコシやジャガイモ、それから野菜等になっています。

もう一つは、箱わなを利用して……。 （「箱わなの数」の声あり）箱わなの数は、11基となっています。

それから、猿の捕獲してからは、法に基づき適正に処分しました。以上です。 （「被害額の根拠、どういう算定の仕方をしたか」の声あり）

被害額の算定は、主に、先ほど言いました、トウモロコシ……。 （「被害額、金銭的な額」の声あり）算定は、各農家の人から担当が聞き出しての額になっています。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 最初の質問ですけれども、被害状況と来年度以降の対策としたのですけれども、来年度以降はどのような対策をするつもりですか。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 来年度は、先ほども言いましたが、協議会の意見を参考に、村猟友会にも、箱わなの設置と管理まで行ってもらい、強化を図りながら、動物追いやい効果の高いと思われる動物駆逐用煙火花火などを活用し、地域の被害を軽減するような活動を予定しています。

○6番（吉田 勉君） 猟友会も2人しかいない中で大変だとは思いますが、今後とも猿の被害防止のため一生懸命やったださるよう要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、6番吉田 勉君の質問を終わります。

---

日程第5 一般質問 5番 坂本 豊議員

○議長（藤田修一君） 日程第5、5番坂本 豊君の質問を許します。

○5番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

村長には、さきの村長選挙、当選おめでとうございます。

私は今回、3点について質問をいたします。

まず、最初に役場庁舎の建設についてであります。

さきに小鹿議員が質問をいたしましたけれども、私のほうからは、昭和60年に耐震の調査をしたという答弁がありましたけれども、私の記憶では、何かもっとその後、耐震調査をしたというような記憶があるわけですが、私が間違っているかも知りませんが、耐震調査というのは、もう48年も経過しているわけですから、絶対必要なわけですよね。職員の安全性も考えると、新年度予算を設けてもぜひやるべきだというふうに考えますが、そのことを1点追加して、まず質問は、場所はどこにするのか。予算というのは幾らぐらい計画しているのか。財源はどういうふうにするのかということについて、お答えをお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私の選挙戦での公約に関する質問ということで、私から答えさせていただきます。

まず、耐震調査について、私が昭和60年と申しましたのは、私が担当したときでございます。その後につきましては、やったということをやちょっと、これは調べてみないとわかりませんが、その辺については確認できておりません。最近もやっているということですので、最近、私になってからはやっていないので、5年前まではやってい

ないというふうに考えています。

新年度予算にでも設けてやるべきではないかということでございますけれども、そこに私の考えでは、そこに耐震の、例えば国、県に対しての要望のためにこれが必要だということであれば、これはぜひやらなきゃいけないだろうと。スケジュールの1つに入ることですので、新年度でやるかということは、少し早急だというふうに思っています。いずれにしても、これは耐震調査はやらなければいけない。その後の耐震に基づき改修ということになると、これは移設と移転と同時に考えたいと、このように考えます。

それから、場所はどこにするのか、予算は幾らなのか、財源はどうするのかということでございます。この場所等につきましては、やはり村民のコンセンサス、了解を得た限りでこれはやるべきものであります。

その庁舎の規模ということが問題になります。この規模につきましても、やはり先ほど小鹿議員の質問にございましたように、検討委員会なり、そういったもので規模、そういった内容、さまざまなことがございますので、それらを決定していく。ただし、その前に建設をするという決定が必要でございますので、当然議会との協議が必要になるというふうになります。もちろんそれに伴って予算が決まるわけでございます。

財源につきましては、現在庁舎の建設に当たっては、国の補助金がついておりますし、残りは地方債という形になります。しかし、それとて自分たちが独自の部分があると、補助の対象にならない、起債の対象にならないということになりますので、やはり基金を取り崩したりして、これをやっていくということになるかと私は思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 48年といえば、もう大変な年数です。私たちもこの役場が耐震調査もしないで職員の人たちがここで毎日仕事をするということは、大変な不安もあるわけです。青森の県庁も6階建てを1階取り除いてリフォームをしているわけです。青森の市役所も今耐震性がないということで建てかえの話もあるわけです。これは早急に実施すべき問題で、私はぜひ来年度の新年度予算に耐震の調査をぜひ設けて、皆さんが安心して仕事ができる環境をつくるのが村長の役目だと思っています。何かあったらもう大変なわけですね。

それから、場所等を考えるにしても、最悪の場合はこの場所ということにもなるかも



しませんが、この場所は海が近くて津波の影響も受けやすいということもあります。高台ということもあると思います。予算にしても、蟹田の役場が20億円もかけて豪華庁舎と言われて批判を受けたわけですので、役場ということは、そんなに豪華なデコレーションをつけたような建物は必要ないわけで、単純な頑丈な鉄骨づくりにすればいいわけで、そんなに予算をかける必要もないと。

そういうことで、今ある基金、少し取り崩しながら、私の考えとしては、毎年1億円ぐらいの基金積み立てをして、あとは残りは起債でやるというふうにして、ぜひ進めるべきだと思います。それについて再度答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 耐震の調査ということにつきましては、一番先にやる、スケジュールの中では一番先にやることであるというのは認識しております。ただ、場所、あるいは予算につきましては、坂本議員のおっしゃることも1つだとは思いますが、これも膨大な多分仕事量の中で決めていかなければならない作業だというふうに思っておりますので、今どのようにする、蟹田の例を出しましたけれども、さまざまな例があるかと私は思います。甚だしきは田舎館の庁舎の問題もございますし、その辺もやはり検討委員会の中で検討すべき事項でありますし、いずれにしましても、役場の組織、こういったものの中で、これらを十分にやれる体制をつくらなければ、これが実施できないというふうに思います。

財源につきましては、やはりその必要な金額が固まれば、それに向かってやはり財源を留保していく形をとらざるを得ないだろうというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願いします。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 耐震検査に係る費用というのは、幾らぐらいになるのか、総務課長、できる範囲で答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今ちょっと手元に資料はございませんので、幾らぐらいかかるかということをお聞かれてもお答えできませんので、（「大体」の声あり）大体と言われても、ここの場所で大体という基準はないと思いますので、今後ちょっと調べてから後ほどお知らせできるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次に、2番目の少子化問題についてお伺いをいたします。

20代、30代独身者が非常に多く私の家の周りでも、何か結婚しない、お嫁さんがいない、お嫁さんにも行かないという人たちがふえているような気がしています。実際、結婚式の披露宴に招待されたのが、もうかれこれ何年も前という感じがしています。ほとんどお葬式の法要の案内は来ても、結婚式の案内は全く来ないという状態が続いているわけで、これは私が呼ばれていないのかなというふうにも思うわけですが、ちまたのうわさもないということは事実であります。

私たちが20代のころは、実は恋愛というのが苦手な人が多く、ほとんどお見合いということで、この辺の言葉でなかどが走り回ってお嫁さんを探してくれたものです。そこで恋愛で結婚したというのは少数で、1割もいたかなという感じです。

そこで提案したいのが、これほど少子高齢化になっている原因というのは、若い人たちが結婚できない状況にあるということは間違いありません。これは私の息子も結婚していないので質問しているわけではなくて、うちの息子はもう結婚したくないと言っているので、私はもうにっちもさっちも、どうにもならない状況ですが、そうでない農家の人たちもたくさんいます。役場が予算を出して、なかどの制度を活用して、専門にお嫁さん探し、婿さん探しをしてくれる人を募集しながらやれば、昔のように何とか1組でも2組でもゴールインできる、そういうことを期待しているわけで、予算をつけていただけないかということで質問をいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 村が直面する人口減少、少子高齢化、産業構造の硬直化等の課題に対し、地域の若者が主体となり、その課題解決に向け創造性豊かな活気のある地域活動を行うということを目的として、平成29年2月に蓬田村地域活性化ネットワーク協議会というものを県の補助金を活用して設立をいたしました。その団体が今年度、9月に婚活イベントというものを実際開催しております。男女各10名ずつの参加者がありまして、その中で4組のペアということで一応誕生しているという結果は出ております。

事業自体は、NPO法人であります、コミュニサーあおもりというところに委託をいたしまして実施をしております。実際の参加者からの評判も上々で、来年度以降も継続実施したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

経費としては、青森県町村会の補助金を活用いたしまして、今年度は77万円ほどで実施をしております。

役場が仲人さんみたいな活用をできるような人をつくったらどうかということであり、ますけれども、一応この地域活性化ネットワーク協議会というものが一応ありますので、その協議会のメンバーが9名おりまして、割と若い人たちがいます。メンバー的には自営業者、それからJAさん、よもぎたアシスト、それから商工会、漁協さん、役場の職員ということで、全員で9名で活動をしておりますので、当面はこの団体を活用して対応していきたいと思っております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 結婚する相手を探すのに、よく合コンとか、そういう専門の会社が行うのもあるわけです。しかし、私はこれは余り好きじゃないのです。昔の仲人さんが足を使って1軒1軒、いい相手がいるところを常時訪問しながら交渉するというほうが、効率的にもよいし、もらう相手、もらう方に対しても負担が少ない。そこでお見合い、ペアでお見合いをするという形で進めていくのが一番ベターだと思うわけです。昔はほとんどそのような形で嫁探しというのは行われていたわけですが、今は全然そういうのがないので、結婚する数が少なくなったというふうに思っております。

こういう合コンとかは、皆さん、独身の男性がいっぱい集まってやるというのは、本当に緊張するそういうことがあると思っております。ぜひ、昔の制度はいいこともありました。そういうのを活用できたらいいなと私は思うので、ぜひこの役場が今進めている、そういう公的なものも含めながら、それをやっているから、このなかどさんを介してのお嫁さん探し、婿さん探しはだめということではなく、並行してやれないのかどうか、再度お聞きいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 村では、28年3月に人口ビジョン総合戦略ということで計画を立てておりますけれども、その中のアンケートの1つとして、実際に行政に望む結婚支援策ということの項目がありまして、その中にはやはり結婚したい男女の出会いの場づくり、例えば街コン、婚活イベント等、それが最も多くやはり挙げられているということもありますので、やはり今どきの若い人の感覚のほうがそういうのを望んでいるということでもありますので、できればそっちをまず活用していきたいと。

あとは、やはり昔はよかったのかもしれませんが、最近になりますと、やはりいろいろ制約がありまして、免許証の件のときも言いましたけれども、例えば個人情報とか、そういうのを仲人さんが例えば聞いて歩くときでも、例えばそういうのを教えた

くないとかという人も多分いると思うので、まずこっちの若い人が望んでいる方向を先に進めて活動をさせていきたいと、そういうふうに考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次に、3番目の村長の政治姿勢についてお聞きいたします。

質問要旨ですけれども、久慈修一村長が議員になってから最初に質問をいたしました。議員は常に野党的であるべきだという、書いた本の紹介をしていました。村長は議員の選挙応援をするべきではないという趣旨の発言をしたと私は理解しました。しかし、今回の村長選挙ではそれとは違うことが行われていたのではないかということで、議会と村長の二元代表制にかかわる抑制機能発言について、まず村長の見解を求めたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私は、やはり議員というのは野党的立場で、与党も野党もない。

要するに批判的な目で行政を見ていただくというのが、まず基本的な、これは余計な話かもしれませんが、議員の立場であろうというふうに思います。また、議員の職責の中には、批判するだけじゃなくて、提案したり、あるいはそれを実行する方策を見つけたり、そういったものをすべきものが議員の立場だということを、私になったときに発言したということを確認をしています。

ただ、現在、今の質問にございましたように、議会の二元代表制に対して介入しないようなことをすべきだということを申し上げたわけでございますけれども、今回の議員選挙に当たりましては、村長選挙と村議会議員の補欠選挙と同時選挙となりました。私自身は6月に出馬表明をいたしまして、その後、自分の後援会づくり、あるいは選挙戦の体制づくり、それらを進めてきたわけです。ただ、ずっと村議選の補選については、誰がどうなっているのかというのは私は全く関与したこともございません。

しかし、選挙戦になって私がお願いをしてきた後援会の一部メンバーと、村議選に出る立候補の一部メンバーとが、これが同一になっちゃったと。そうしますと、結局私がお願いしている運動員の皆さん、あるいは後援会の皆さん、私以外の補選の運動もされるわけでございますので、何かその辺で介入したというふうに理解されるというふうに思っております。私からは積極的に全てその議員に対して全面的に応援して歩いたということはありません。

それから、もう一つ申し上げたいのは、平成23年の時点では、選挙違反のことが問題

になりました。これについては私は触れたくございません。それには言及したくありません。ただ、そういったことも背景の中にもしそういう力が働いているのであれば問題ではないのかということでの趣旨で質問したというふうに私は考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） わかりました。村長が平成23年度、ちょうど2011年6月14日の村議会で、一番最初に質問したことを私は今質問したわけです。これは議事録が、村長の質問した議事録があるわけです。これは世界、全国、誰でもいつでもインターネットを通して閲覧することができる、蓬田村ホームページを開きますと、議会の中で議事録とあります。その中に平成23年第2回定例会の2日目のものであります。今村長から見解を伺いましたので、私はこれ以上質問するつもりはありませんけれども、ただ、村長が議員の選挙には介入するべきではないという趣旨の発言をしていた、それが今回の選挙ではそういうことが行われたのではないかというふうな見方が私には感じられたので、今回質問したわけです。村長の答弁でそういうことはないということであれば、今まで村長が初めに主張したことが変わっていなければ、私はそれでいいと思います。

私もまた、議員というのは村長に対しては野党的であって、議会の役割というのは、村長だけだと暴走しかねない、それにブレーキをかけるのが議会の役目であり、抑制すると。村長がアクセルであれば、議会はブレーキの役割をするというのが正常であるわけで、これをみんななれ合いで全部与党だと、それこそ議会は何をやっているんだということになりかねないわけです。

ですから、ここの質問にはありませんけれども、アシストの赤字の問題でも、よくないということについて私は常にそれをただしながら質問してきたわけです。

今回の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、5番坂本 豊君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時17分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年 1月19日

蓬田村議会議長 藤 田 修 一

会議録署名議員 森 弘 美

会議録署名議員 柿 崎 裕 二